

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神障害者保健福祉手帳交付等事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDおよびパスワードによるアクセス制限、利用可能端末を制限する等の対策を講じる。

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付等事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神保健福祉手帳の交付決定・記載事項変更・返還・交付台帳の管理に関する事務を行っており、特定個人情報ファイルをすべての事務で使用している。
③システムの名称	精神障害者福祉統合管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳交付等事務に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第1項第2号から第8号まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二 項番10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ニ、第11条第1号ハ・第4号ハ、第12条第1号チ・第2号ト・第4号チ・第6号ト・第8号チ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ・第2号ロ・第3号、第22条第1号ロ・第2号から第11号まで、第28条第1号ロ、第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第3号ホ、第31条第4号ロ、第42条第2号、第53条第1号ニ・第2号ハ・第3号ロ、第55条第1号チ・第5号ロ・第6号ホ・第11号ニ 2. 情報照会 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二 項番25 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	千葉県精神保健福祉センター長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629 ・郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-263-3924・3913
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-263-3924・3913

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 14 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第14条第6号～12号	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第14条第1項第2号から第8 号まで	事後	主務省令の改正
平成29年8月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7項 別表第二 16、27、2 8、31、54、55、56の2、57、79、106 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12条1・3・4号二、第20条 2号口、第6号、第21条1・2・3号口、第22号各号 口、第28条各号口、第29条各号、第30条各号、 第31条4号口、第42条2号、第53条1・2・3号 口 [照会側] ・番号法第19条第7項 別表第二 25 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第18条各号	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 項番1 0、14、16、27、28、31、54、55、56の2、5 7、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第9条第1号口、第11条第1 号口、第12条第1号口・第3号口・第4号口・第6号 口、第20条第2号口・第6号口、第21条第1号口・ 第2号口・第3号口、第22条第1号口・第2号から第 11号まで、第28条第1号口、第2号から第10号 まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第 4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口・第 2号、第53条第1号口・第2号口・第3号口、第55 条第1号口・第4号口・第7号ハ、第59条の2第1 号口・第2号から第4号まで 2. 情報照会 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 項番25 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第18条各号	事後	主務省令の改正
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報セン ター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整 班 043-223-4629 ・郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-2 63-3891	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市市場町1-1 千葉県庁南 庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-2 23-4629 ・郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-2 63-3924・3913	事後	組織改編
平成29年8月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合わせ	郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-2 63-3891	郵便番号260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター審査課 043-2 63-3924・3913	事後	電話番号変更
平成29年8月4日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年8月4日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	千葉県精神保健福祉センター長 岡田 真一	千葉県精神保健福祉センター長	事後	様式変更
令和1年6月28日	II しいい値判断項目 1. 対象人数/2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV リスク対策 (項目追加に伴う様式変更)		平成31年4月1日時点のリスク対策	事後	様式変更
令和2年8月25日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第14条第1項第2号から第8 号まで	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第14条第1項第2号から第8号まで	事後	命令名の訂正
令和2年8月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 項番1 0、14、16、27、28、31、54、55、56の2、5 7、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第9条第1号口、第11条第1 号口、第12条第1号口・第3号口・第4号口・第6号 口、第20条第2号口・第6号口、第21条第1号口・ 第2号口・第3号口、第22条第1号口・第2号から第 11号まで、第28条第1号口、第2号から第10号 まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第 4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口・第 2号、第53条第1号口・第2号口・第3号口、第55 条第1号口・第4号口・第7号ハ、第59条の2第1 号口・第2号から第4号まで	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 項番1 0、14、16、27、28、31、54、55、56の2、5 7、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1 号ハ・第4号ハ、第12条第1号口・第2号口・第4 号口・第6号口・第8号口、第20条第2号口、第21 条第1号口・第2号口・第3号口、第22条第1号口・ 第2号から第11号まで、第28条第1号口、第2 号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5 号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第 1号口・第2号ハ・第3号口、第55条第1号口・第 5号口・第6号口・第11号二	事後	主務省令の改正
令和2年8月25日	II しいい値判断項目 1. 対象人数/2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月30日時点	事後	時点修正
令和2年8月25日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	委託しない	十分である	事後	委託開始による変更
令和2年8月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークス テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	接続しない	十分である	事後	見直しによる修正
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 項番1 0、14、16、27、28、31、54、55、56の2、5 7、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1 号ハ・第4号ハ、第12条第1号口・第2号口・第4 号口・第6号口・第8号口、第20条第2号口、第21 条第1号口・第2号口・第3号口、第22条第1号口・ 第2号から第11号まで、第28条第1号口、第2 号から第10号まで、第29条第2号、第30条第3 号口、第31条第4号口、第42条第2号、第53条 第1号二、第2号ハ・第3号口、第55条第1号口・ 第5号口・第6号口・第11号二 2. 情報照会 ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 項番25 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第18条各号	1. 情報提供 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二 項番1 0、14、16、27、28、31、54、55、56の2、5 7、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1 号ハ・第4号ハ、第12条第1号口・第2号口・第4 号口・第6号口・第8号口、第20条第2号口、第21 条第1号口・第2号口・第3号口、第22条第1号口・ 第2号から第11号まで、第28条第1号口、第2 号から第10号まで、第29条第2号、第30条第3 号口、第31条第4号口、第42条第2号、第53条 第1号二、第2号ハ・第3号口、第55条第1号口・ 第5号口・第6号口・第11号二 2. 情報照会 ・番号法第19条第1項第8号 別表第二 項番25 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第18条各号	事後	主務省令の改正